

神奈川県精神医学会会則

第1条 名称及び事務局

この会は神奈川県精神医学会と称し事務局を横浜市金沢区福浦3丁目9番地横浜市立大学医学部精神医学教室におく。

第2条 目的

この会は神奈川県内における精神医学の研究、精神医療の進歩、発展及び会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第3条 事業

この会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

A 総会（年1回）例会を開催

総会の成立は全会員の1／5以上の出席を要し（委任状を含めることができる）、総会の議決、及び承認は出席会員の過半数の同意で成立する。

B 学会並びに懇親会の開催。

C 機関誌その他の印刷物の発行。

D その他、この会の目的達成に必要な事業。

第4条 会員

この会の会員は次の三種とする。

A 正会員

ひろく精神医学の分野に従事し、この会の目的趣旨に賛同したもの

B 特別会員

この会に功績のあった人、又は学識ある人を運営委員会で推挙決定したもの

C 賛助会員

この会の目的趣旨に賛同した法人および特に総会で認めたもの

第5条 入会

この会の会員になるには、会員の2名の推薦により所定の手続きを経て、運営委員の承認を得なければならない。

第6条 退会

会員はその旨を届け出て退会することができる。

第7条 会費

正会員は年会費2,000円を事務局へ納めなければならない、賛助会員は会費年額30,000円を事務局へ納めなければならない。会費を3年未納の場合は退会したものとみなす。

第8条 運営

この会の運営は会費及び寄付金で行う。

第9条 役割

この会に次の役員をおく。

会長 1名，副会長 2名，運営委員若干名，監事 2名。

第10条 役員の進出

役員の進出は総会において行う。

運営委員及び監事は総会進出とし，会長は会員の中から運営委員会が推薦して総会の承諾を求める。

副会長は会長が委嘱し，総会に報告する。

運営委員及び監事の選出は立候補制とし，自薦又は会員 2名以上の推薦により総会の 3日前までに事務局に届け出るものとして総会で選出する。

なお総会においての自薦他薦者も認める。

第11条 役員の任務

A 会長はこの会を代表し会務を統括する。

B 副会長は会長を補佐し，会長事故あるときはその業務を代行する。

C 運営委員は互選により運営委員長を定める。

D 運営委員長は隨時委員会を開き，総会，学会，機関誌発行などを協議運営する。

E 運営委員は庶務，会計，涉外連絡，編集その他必要な事項をそれぞれ分担する。

F 監事は民法第 59 条の職務を行なう。

G 役員の任期は 2 年とし，再任を妨げない。

第12条 会計

A この会の会計は総会の承認を経て運営委員会が管理する。

B この会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

第13条 会則の変更

この会則は総会において出席会員の 3 分の 2 以上の議決を経なければ，変更することは出来ない。

第14条 施行

この会則は昭和 42 年 12 月 2 日より施行する。

この会則は昭和 43 年 6 月 8 日より施行する。

この会則は昭和 47 年 5 月 27 日より施行する。

この会則は昭和 50 年 2 月 15 日より施行する。

この会則は昭和 58 年 7 月 9 日より施行する。

この会則は平成 5 年 7 月 10 日より施行する。

この会則は平成 7 年 7 月 8 日より施行する。

この会則は平成 24 年 7 月 26 日より施行する。

この会則は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。